

原発再稼働のための偽装

※「偽装」とは、(不当に利を生もうと) 事実を偽りまげて、もっともらしく設^{しつら}え装うこと

■エネルギー計画に見る安全性の偽装

「エネルギー基本計画」には、安全性に関する次のような記述があります。

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ^(S1)、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合^(S2)には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む^(S3)。

この一文の内、下線部(S1)～(S3)は、実際に行われていることや事実とは異なっていて、原発推進・再稼働のための「偽装」として利用されています。

例えば下線部(S1)「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させる」の文言ですが、誰も「100%安全である」とは言い切っていません。しかし、原発は再稼働されています。「安全性を全てに優先させる」のであれば、原発の運転はできない筈です。

下線部(S2)についてです。日本の規制基準(新基準)はIAEA(国際連合傘下の国際原子力機関)が採用している深層防護の考え方を参考に作成されているとはいえ、第5層の安全対策規制が完全に欠落しています。「世界で最も厳しい水準」とはいえません。しかし、そう形容することによって、不十分な規制基準を「偽装」しています。

第5層の安全対策規制が完全に欠落しているということは、放射性物質が大量に外に放出された場合の被害を最小化させるための規制基準が示されていないということです。住民が安全に避難するための実効的な「避難計画」の作成は、その計画実施責任もろとも自治体に丸投げしています。また、今村復興大臣は4月7日の記者会見の際に「自主避難は自己責任」とする不当発言をおこないました。放射線被曝を恐れて止むにやまれず自主的に避難した人に対しては3月末で住宅支援を打ち切るというのです。自主的であろうとなかろうと3.11事故の被害者であることに間違いありません。国策として推進してきた原発が取り返しのつかない重大事故を起こしたので、東電と国はその無過失責任を問われてしかるべきです。加害者側に立つ大臣が被害者に対し自己責任を問うことはできません。むしろ復興大臣としてなすべきことは、希望するすべての避難者に住宅を無償提供することです。31年前に重大事故を起こしたチェルノブイリでは安全な地域に大きい新興住宅街を造成し、人間関係も含めて地域社会を丸ごとそこに移動し、今でも無償で住宅を利用していると聞いています。

日本では、原発事故の規模と被害の規模を共に過少に評価し、避難者を郷里に戻すことによ

て、3.11 原発事故を国民の記憶からかき消すかのような政府側の言動が気になります。これも第2の「偽装」の形です。

日本の規制基準は、「世界で最も厳しい水準の規制基準」どころか、世界標準にも劣る基準です。泉田新潟県前知事は「世界にも類をみない欠陥基準だ」と厳しく批判しています。なお、原子力「産業界に甘い」と指摘されている NCR（アメリカ合衆国原子力規制委員会）でさえも、万一、放射性物質が放出された場合に公衆の健康影響を最小化するための緊急時計画を電力会社に作らせ、実効性が認められない場合は原発の運転を禁止するという厳しい規制のしくみを持ちます。

規制基準に対する適合判定は再稼働のための必要条件であって、十分条件ではないことを再確認してほしいものです。

原子力規制委員会の田中委員長もそのことを再三明言しています。そうした視点から上記の文をもう一度読み直してください。

安倍首相の発言「世界最高水準の基準に合格した原発は世界一安全である」は、日本の基準は決して世界最高水準でないこと、必要条件を十分条件とみなしていることをもって、完全な「偽装」発言と断じることができます。「汚染水は完全にコントロールされている」という有名な虚言も同様に、大きい怒りを覚えてしまいます。

下線部(S3)についてです。再稼働のためには「地元同意」が必要とされています。しかし、「地元」の範囲や「同意」を得るための手続きについては何ら法律の定めはなく、3.11 事故以前と同様に今も慣例的に行われています。

川内原発の場合は、各地での説明会の実施によって住民の理解が深まったとして、立地自治体である薩摩川内市の市長と鹿児島県知事がそれぞれの議会の議決を経て同意しました。マスコミも「地元同意が成立して再稼働へ」と報道しました。

福島第一原発事故はまさしく取り返しのつかない事態を生み出しました。被災者の苦しみ、悲しみと様々な困難を考えると、原発の再稼働が住民の生存権や人格権、平穩に暮らす権利を侵害することは明らかです。「事故は起こりうる」ことを前提とした上で、重大な権利侵害が予見される以上、原発事故の被害にあう可能性を持つすべての住民には、再稼働の是非を判断する権利が認められるべきです。「立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」とされながら、実態は立地自治体の首長と議会のみ同意、3.11 事故以前と何ら変わらないのに、広く取り組んでいるかのように「偽装」されているのです。

現在、玄海原発再稼働に対する「地元同意」の手続きも、概ね川内原発の場合と同様の形で進められつつあります。「地元同意」の手続きという言い方も奇妙に思われます。「地元同意」手続き自体法的裏付けのないものであり、不同意の結果が出ても地元拒否権は生まれないとされています。そう解釈した場合、「地元同意」の手続きは再稼働のためのアリバイ作りとして機能しかねません。

私たちは主権者です。3.11 を目の当たりにして、二度と事故を起こさせてはいけないと思った

国民は今でも多数派です。佐賀県でも住民の過半数が再稼働に反対しています。

脱原発を願う全国の市民、国民が立場を超えて連帯し、原発反対の声をより大きくし、その声を形にしていくことがますます重要な時期に差し掛かっていると日々考えています。

<資料> 福岡核問題研究会「原子力規制世界最高水準という虚言の批判」

(文責 棚次奎介) 2017年4月24日公開